改正前	改正後
（契約の締結） 第１９条　落札者は、落札の通知を受けた日から起算して７日以内に、別に定める契約書により契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、その期間を延長することができる。	（契約の締結） 第１９条　落札者は、落札の通知を受けた日から起算して７日以内に、別に定める契約書により契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成して契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、その期間を延長することができる。
２・３　（略）	２・３　（略）
（設計図書を電磁的記録に替える措置） 第１９条の２　設計書及び図面の内容を電磁的記録をもって示した入札については、シィー・ディー・アールにより調製されたその設計書及び図面の内容を記録したファイルを契約書に添付することをもって、設計書及び図面を記載した書面の作成に替えるものとする。	（設計図書を電磁的記録に替える措置） 第１９条の２　設計書及び図面の内容を電磁的記録をもって示した入札については、当該設計書及び図面の内容を記録した電磁的記録を契約書に添付することをもって、設計書及び図面を記載した書面の作成に替えるものとする。
２　（略）	２　（略）
３　第１項の設計書及び図面の内容を記録したファイルは、ポータブル・ドキュメント・フォーマット（ＰＤＦ）形式で記録する。	３　第１項の設計書及び図面の内容を記録した電磁的記録は、ポータブル・ドキュメント・フォーマット（ＰＤＦ）形式で記録する。
４　第１項のファイルの記録には、電子署名（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第２条に規定する電子署名をいう。）を施すものとする。	４　第１項の電磁的記録には、電子署名（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第２条に規定する電子署名をいう。）を付与するものとする。
５　（略）	５　（略）
（契約書作成の省略） 第２０条　契約書の作成を省略する場合は、請書を徴する。この場合にお	（契約書作成の省略） 第２０条　契約書の作成を省略する場合は、請書（当該請書に記載すべき

いては、前条を準用する。 （契約の確定） 第２１条　契約書を作成する契約にあっては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。ただし、予定価格が 15,000 万円以上の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年藤枝市条例第11号）の定めるところにより、議会の議決があったときに当該契約が成立する。	事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴する。この場合においては、前条の規定を準用する。 （契約の確定） 第２１条　契約書を作成する契約は、契約当事者双方が記名押印したとき又は契約当事者双方の電子署名が完了したときに確定する。ただし、予定価格が 15,000 万円以上の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年藤枝市条例第11号）の定めるところにより、議会の議決があったときに当該契約が成立する。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。